

# くらしの安心情報

情報ファイル NO. 153

平成 27 年 4 月 10 日

一人暮らしの高齢の母が、訪問してきた業者と、高額な布団の湿気取りパットの契約をしていました。解約したいのですが…。

## ◆相談内容◆

【相談者 50代 女性】

一人暮らしの高齢の母のところへ3日前、「現在使っている布団の湿気取りパットの点検に来た。」と業者の訪問があり、「もう使えない状態だ。」と言われ、強く勧められるままに新品の商品を40万円で契約していました。解約したいのですが…。

## ●対処方法●

訪問販売で、一人暮らしの高齢者等をターゲットに、以前に売った商品を点検し、不安をあおることを言って、新たに商品を購入させるトラブルが後を絶ちません。中には、契約者名簿を入手した別の業者が次々と商品を売りつけるケースもあります。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ(※)期間中なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。(※契約書面を受け取った日から一定期間であれば無条件に解約できる制度)
- ・ 一人暮らしや判断力が不十分な高齢者を悪質商法から守るためには、身近にいる方々の見守りが大切です。見守りする際の主なチェックポイントは次のとおりです。
  - ① 身の回りに見慣れない段ボールや新しい商品がある。
  - ② 修理やリフォームを頻繁に行っている。
  - ③ 見慣れない人や車が入り出している。(とくに年金支給日前後)
  - ④ お金に困っている様子が見られる。
  - ⑤ ドアのチャイムや電話におびえている。

これらの様子は、消費者トラブルに巻き込まれている可能性があります。

- ・ 万一、トラブルに気づいた場合は、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターに連絡・相談してください。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は… TEL:076-432-9233（消費生活相談） FAX:076-431-2631

076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）

FAX:0766-25-2890